

日ノ丸自動車 I Cカード乗車券取扱規程

第1章 総 則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、日ノ丸自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が、I Cカードを媒体としたストアードフェアカード（以下「I Cカード乗車券」といいます。）により当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するI Cカード乗車券（以下「I COCA乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

2 他社が発行するI Cカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

3 第1項の定めにかかわらず、WESTER ポイント（チャージ専用）サービスについてのサービス内容とご利用条件は、「WESTER ポイント（チャージ専用）サービス規程」の定めるところによります。

4 この規程が改定された場合、以後のI Cカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

5 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 当社一般乗合旅客自動車運送事業運送約款

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR 西といいます。）のI Cカード乗車券取扱約款

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当社線」とは、当社の経営するバス路線をいいます。

(2) 「I COCA」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したI COCA乗車券をいいます。

(3) 「小児用I COCA」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するI COCAをいいます。

(4) 「I COCA定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したI COCA乗車券をいいます。

(5) 「小児用I COCA定期券」とは、小児のご利用に供するI COCA定期券をいいます。

(6) 「バス車載機」とは、I COCA乗車券の乗車処理、降車処理およびチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものをいいます。

(7) 「SF」とは、I COCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(8) 「チャージ」とは、I COCA乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。

- (9) 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として收受するものをいいます。
- (10) 「記名人」とは、第3号、4号、5号で券面に記載された氏名をいいます。
- (11) 「モバイルデバイスのICOCA」とは、ICOCA乗車券のうち、JR西が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用するICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及びご利用条件等についてJR西のモバイル規約に約定したものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 ICOCA乗車券による契約の成立時期は、ICOCA乗車券を購入したときとします。

- 2 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたときとします。
- 3 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規程の変更)

第5条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

- (1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当社線におけるICOCA乗車券の利用エリアは別表1のとおりとします。

(使用方法)

第8条 ICOCA乗車券を用いて乗車するときは、第7条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一のICOCA乗車券によりバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。

- 2 前項の場合、SF残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社におけるICOCA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

- 2 前項のほか、第32条の規定により、他社でICOCA乗車券を発売する場合があります。この場合、発売箇所は他社が別に定めます。

(制限事項等)

- 第10条** 1回の乗車につき、2枚以上のICOCA乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 次の各号の1に該当する場合には、ICOCA乗車券は直接バス車載機で 사용할ことができません。
- (1) 乗車時にSF残額がないとき
 - (2) 降車時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき
 - (3) ICOCA乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機によるICOCA乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- 3 他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 4 偽造、変造又は不正に作成されたICOCA乗車券を使用することはできません。
- 5 ICOCA乗車券のSFを使用して、当社窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

- 第11条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。
- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
 - (2) 乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をバス車内、営業所等に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(ICカードの所有権)

- 第12条** ICOCA乗車券に使用するICカードの所有権は、ICOCA乗車券の発売箇所にかかわらず、JR西に帰属します。
- 2 ICOCA乗車券が不要となったとき及びそのICOCA乗車券を使用する資格を失ったときは、当社またはJR西にICカードを返却しなければなりません。

(デポジット)

- 第13条** 第9条に定める発売箇所においてICOCA乗車券を発売するにあたり、当社はICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。
- 2 ICOCA乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第14条、第23条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(ICOCA乗車券の失効)

- 第14条** カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はバスICOCA定期券に付加した定期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはICOCA乗車券を失効させることがあります。
- 2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第15条 IC COCA乗車券には、バスIC COCA乗車券発売窓口（以下、「当社窓口」といいます。）、バス車載機またはチャージ機でチャージすることができます。ただし、IC COCA乗車券がモバイルデバイスのIC COCAの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

2 前項の場合、IC COCA乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第16条 旅客は、IC COCA乗車券のSF残額を当社窓口、チャージ機またはバス車載機により確認することができます。ただし、IC COCA乗車券がモバイルデバイスのIC COCAの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

(SF利用履歴の確認)

第17条 旅客はIC COCA乗車券の利用履歴を当社窓口により次の各号に定めるとおり確認することができます。ただし、IC COCA乗車券がモバイルデバイスのIC COCAの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取扱後のSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。
 - ア 出場処理がされていない利用履歴
 - イ 第8条第1項の規定により降車処理を受ける場合で、バス車載機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 IC COCA

(発売額)

第18条 IC COCAの発売額は2,000円（デポジット500円を含む。）です。

2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあります。

(小児用IC COCAの発売)

第19条 小児用のIC COCAの購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用IC COCAを発売します。

2 旅客は、小児用IC COCAの発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表3に定めることもIC COCA購入申込書（以下「購入申込書」といいます。）に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。

3 旅客は、小児用IC COCAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用IC COCAの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用IC COCAの記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

(運賃の減額)

- 第20条** 旅客が I COCA を用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃 1 名分を減額します。ただし、小児用 I COCA にあつては小児普通旅客運賃 1 名分を減額します。
- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(小児用 I COCA の再印字)

- 第21条** 小児用 I COCA は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。
- 2 券面表示事項が不明となった小児用 I COCA は、これを小児用 I COCA を発売する当社窓口
に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

- 第22条** 第 8 条第 1 項の規定により使用する場合の I COCA の効力は、次の各号に定めるとおりと
します。
- (1) 当該乗車において、1 回の乗車に限り有効なものとし
ます。
- (2) 小児用 I COCA は運送約款に定める小児の記名人のみが使用
できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

- 第23条** I COCA は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジッ
トは返却しません。
- (1) 旅行開始後の I COCA を他人から譲り受けて使用した場合
(2) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、小児用 I COCA にあつては、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回
収します。
- (1) 記名人以外の者が使用した場合
(2) 券面表示事項が不明となった小児用 I COCA を使用した場合
(3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I COCA を使用した場合
(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- 3 第 1 項及び第 2 項に該当する場合は、I COCA に搭載された他の乗車券等も回収します。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により I COCA を無効として回収する場合は、第 32 条第 2 項の規定に
より I COCA に付加された他社の乗車券は無効となります。
- 5 偽造、変造又は不正に作成された I COCA を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

- 第24条** 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を收受します。

(紛失再発行)

- 第25条** 旅客は、I COCA の盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。
- 2 前項にかかわらず、第 32 条第 2 項の規定により他社の乗車券が付加された I COCA は、付加さ
れた乗車券が定期券の場合は、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において
再発行を行う場合があります。

- 3 第1項にかかわらず、小児用 I COCA の記名人が当該小児用 I COCA を紛失した場合で、別に定める申込書を小児用 I COCA の再発行を行う当社窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した小児用 I COCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 I COCA の記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用 I COCA の処理を行う機器に対して当該小児用 I COCA の使用停止措置が完了していること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 I COCA 1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 I COCA を発見した場合は、旅客は、これを小児用 I COCA の払いもどしを行う当社窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用 I COCA とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。
- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、第32条第2項の規定により小児用 I COCA に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(当社の免責事項)

第26条 紛失した小児用 I COCA の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I COCA や第32条第2項の規定により当該小児用 I COCA に付加された他社の乗車券の払いもどし、SFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(障害再発行)

- 第27条** I COCA の破損等によって I COCA の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該 I COCA の SF 残額と同額の I COCA の再発行の取扱いを行います。
- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を I COCA の再発行を行う当社窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該 I COCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。
 - 4 第1項及び第2項の取扱いを行った場合、第32条第2項の規定により I COCA に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(払いもどし)

- 第28条** 旅客は、ICOCAが不要となった場合は、これをICOCAの払いもどしを行う当社窓口へ差し出して当該ICOCAのSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてICOCA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用ICOCAを所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超え、小児用ICOCAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。
- 2 前項の規定により小児用ICOCAの払いもどしを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用ICOCAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。
 - 3 前項の定めにかかわらず、当該小児用ICOCAの記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
 - 4 前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。
 - 5 ICOCAの払いもどしを行うと、第32条第2項の規定により付加された他社の乗車券は無効となります。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合があります。
 - 6 ICOCAの払いもどしを行う窓口は当社が別に定めます。

第3章 ICカード乗車券の相互利用等

(他社線でのICOCA乗車券による乗車の取扱方)

- 第29条** 第7条第1項の規定にかかわらず、JR西のICカード乗車券取扱約款に定める当社及びJR西以外の鉄道会社等(以下「相互利用他社等」といいます。)が経営する鉄道線、バス路線等(以下「他社線」といいます。)内においてICOCA乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券を除く。以下同じ。)による乗車等の取扱いを行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券のうち、第32条第2項の規定により他社の乗車券を付加されたICOCA定期券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱範囲等)

- 第30条** 他社線内におけるICOCA乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。
- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該ICOCA乗車券に関して当社が保有する個人情報等を当該他社に提供することがあります。

(相互利用他社等が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱方)

- 第31条** 相互利用他社等が発行したICカード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

2 相互利用他社等が発行したICカード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なICカード乗車券は次のとおりとします。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行のKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したKitaca定期乗車券を除く。)
- (2) 株式会社パスモ発行のPASMO及びPASMO定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したPASMO定期券を除く。)
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行のSuica乗車券及びSuica定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したSuica定期乗車券を除く。)
- (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレールSuica定期乗車券を除く。)
- (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかいSuica定期乗車券を除く。)
- (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したマナカ及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。)
- (7) 株式会社エムアイシー発行のmanaca及びmanaca定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したmanaca定期券を除く。)
- (8) 東海旅客鉄道株式会社発行のTOICA及びTOICA定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したTOICA定期券を除く。)
- (9) 株式会社スルッとKANSAIが発行するPiTapaカードであって当社が別に定めるもの。
- (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したはやかけん及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。)
- (11) 株式会社ニモカ発行のnimocaカード及びnimoca定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売したnimoca及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したnimoca定期乗車券を除く。)
- (12) 九州旅客鉄道株式会社発行のSUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したSUGOCA定期券を除く。)
- (13) 東日本旅客鉄道株式会社発行のWelcome Suica (Suica Lightを含む)及び株式会社パスモ発行のPASMO PASSPORT

3 前項に定める鉄道会社等が発行したICカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条までの規定及びJR西のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行したICカードを媒体とした定期乗車券についてはJR西のICカード乗車券取扱約款の「ICOCA定期券」の規定を準用するものとし、ICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「ICOCA」の規定を準用するものとします。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

- 4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のＩＣカードを媒体としたストアードフェアカードについては、ＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第1項第6号の規定を準用します。
- 5 第3項の定めにかかわらず、第2項第13号に定めるＩＣカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第21条及び第23条第2項第2号の規定は準用しません。
 - (2) 当該のＩＣカード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。
 - (3) 当該のＩＣカード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければなりません。

第4章 ＩＣＯＣＡ乗車券の他社での発売

(ＩＣＯＣＡ乗車券を発売する他社)

- 第32条** ＩＣＯＣＡ乗車券の発売は、ＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款別表7及び別表7の2に定める他社で行うことがあります。
- 2 ＩＣＯＣＡ乗車券には、ＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款別表7の2に定める他社の乗車券を付加する場合があります。
 - 3 他社におけるＩＣＯＣＡ乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

(他社で発売するＩＣＯＣＡ乗車券の当社での取扱い)

- 第33条** ＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款別表7に定める他社及びＪＲ西で発売したＩＣＯＣＡ乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条までの規定及びＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。
- 2 ＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款別表7に定める他社及びＪＲ西で発売した定期乗車券を搭載したＩＣＯＣＡ定期券については、当社で払いもどし、第37条及び第38条に定める再発行の取扱いはできません。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱います。
 - 3 ＪＲ西のＩＣカード乗車券取扱約款別表7の2に定める他社で発売した定期券が付加されたＩＣＯＣＡは、当社で払いもどし、再交付の取扱いはできません。ただし、再発行登録については取り扱います。

附 則

この規定は、2026年3月21日から施行します。

